



令和2年 4月8日(水)
(2020年)

No. 15147 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆最近の韓国における主な特許紛争及び
重要な大法院・特許法院の判決…………… (1)

☆特許庁ホームページに「お助けサイト」を
新設しました…………… (16)

最近の韓国における主な特許紛争及び 重要な大法院・特許法院の判決

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
KNP特許法律事務所(韓国)
弁理士 金成鎬(キム・ソンホ)

1. はじめに

最近韓国で話題になっている特許紛争と韓国大法院が重要な判決として発表した判決の中で、特に日本企業に役立つような判決を選んで紹介する。

2. 最近の韓国における主な特許紛争

(1) 株式会社LG化学とSKイノベーション株式会社

社間の特許及び営業秘密侵害事件
(LG化学vs.SKイノベーション)

韓国の代表的な大手企業である、LGグループに属する株式会社LG化学¹(以下、LG化学という)とSKグループに属するSKイノベーション²(以下、SKIという)の間で、自動車用二次電池をめぐって一連の紛争が韓国で話題になっていた。米

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



国際貿易委員会(ITC)は2月14日(現地時間)、LG化学とSKIの間の「二次電池の営業秘密侵害」訴訟と関連し、SKIに対して「早期敗訴の判決(Default Judgment)」を下した。ITCは、今回の予備決定を踏まえて、3月初めに予定されていた弁論などの手続きを経ずに、10月5日に最終決定を下す予定とされている³。

両社間の一連の訴訟を時系列にまとめると、下記のようなものである⁴。

- 2019年4月29日：LG化学、米ITC・連邦裁判所に、SKIに対して営業秘密侵害訴訟提起
- 2019年5月：LG化学、韓国警察に、SKIを産業秘密流出防止保護法違反で告訴
米ITC、LG化学が提起した営業秘密侵害訴訟に対して調査着手
- 2019年6月：SKI、ソウル中央地方裁判所に、LG化学に対して名誉棄損による損害賠償請求及び債務不存在確認訴訟提起
- 2019年9月：SKI、米ITCに、LG化学に対して特許侵害訴訟提起
LG化学、米ITCに、SKIに対して特許侵害訴訟提起
- 2019年10月：米ITC、SKIが提起した特許侵害訴訟に対して調査着手

SKI、ソウル中央地方裁判所に、契約違反による訴訟取り下げ及び損害賠償請求訴訟提起

米ITC、LG化学が提起した特許侵害訴訟に対して調査着手

2020年2月14日：米ITC、二次電池の営業秘密侵害訴訟と関連し、SKIの早期敗訴の判決

LG化学は、2019年4月29日、SKIが人材流出を介して重要な技術を奪っていったとし、ITCと米国デラウェア州連邦地方裁判所に提訴しており、ITCは、同年5月29日、特定のリチウムイオン電池、電池セル、電池モジュール、電池パック、部品や処理過程に関する調査を開始していた⁵。

LG化学は、2019年9月26日、SKIに対して、米国特許5件に基づいて、米ITCに特許侵害訴訟を提起していたが、SKIは、当該米国特許のうち、米国特許第7,662,517号については、すでにLG化学とSKIとの間で2014年に結んだ和解契約の対象であり、契約違反であるとの理由で、2019年10月に、ソウル中央地方裁判所に契約違反による訴訟取り下げ及び損害賠償請求訴訟を提起している⁶。しかし、LG化学は、「当時両社が合意した対象の特許は、韓国特許第775310号であり、合意書のどこにも対応する海外特許まで含まれるとは規定して

【関連特許の概要】

韓国特許第775310号⁹

- 1) 発明の名称：有/無機複合多孔性分離膜及びこれを用いた電気化学素子
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2005.12.21/ 2007.11.2/ 10-0775310
- 3) 特許権者：株式会社LG化学（登録当時）
東レ株式会社（現在）¹⁰

米国特許第7,662,517号

- 1) 発明の名称：Organic/inorganic composite microporous membrane and electrochemical device prepared thereby
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2005.12.22/ 2010.2.16/ 7662517
- 3) 特許権者：LG CHEMICAL LTD（登録当時）
TORAY INDUSTRIES, INC（現在）¹¹

ITCが調査開始したLG化学提起の特許侵害訴訟の対象特許：米国特許第7,662,517号、第7,638,241号、第7,709,152号、第7,771,877号¹²

ITCが調査開始したSKI提起の特許侵害訴訟の対象特許：米国特許10,121,994¹³

いない」と反論している⁷。

LG化学とSKIとの紛争の今後の予想については、SKIがLG化学と合意できないまま米ITCにおいての最終決定で敗訴が確定されると、SKIのバッテリー部品などを米国内に輸入することができなくなるという分析が多数を占めている⁸。

(2) ノバルティスの免疫抑制剤関連特許無効事件と薬価引き下げ執行停止仮処分申請事件

(ノバルティス (Novartis AG) vs. 鍾根堂)

韓国の製薬会社である株式会社鍾根堂¹⁴が、世界的な製薬会社ノバルティス (Novartis AG) (以下、ノバルティス) を相手に請求した、免疫抑制剤「マイフォーティック (Myfortic) 腸溶錠」の組成物特許無効訴訟において、韓国大法院は、特許法院の2017年12月22日付の審決取消訴訟の判決(特許無効、鍾根堂勝訴)を不服として、ノバルティスが提起した上告審において、2019年10月31日、特許無効と判断し、上告を棄却した¹⁵。

鍾根堂は、特許法院における判決(特許無効、鍾根堂勝訴)後、ジェネリック「マイレプティックエン腸溶錠」を発売し、これにより、韓国保健福祉部(以下、福祉部)は、2018年4月1日付で、マイフォーティックの保険薬価を30%引き下げた。現行法上、ジェネリック医薬品が発売されると、福祉部が職権でオリジナルの保険薬価を引き下げている。

しかし、ノバルティスが福祉部の薬価引き下げが不当であるとして、ソウル行政裁判所に行政訴訟を提起し、福祉部は、薬価引き下げ決定からわ

ずか12日で薬価を元に戻すこととした。福祉部としては、行政訴訟の判断が出れば、その時に薬価を引き下げるという決定だった。ソウル行政裁判所は、2019年2月、ノバルティス敗訴の判決を下し、福祉部は2019年3月17日付けで薬価を再度引き下げた。ノバルティスは、行政裁判所の判決を不服とし、ソウル高等裁判所に控訴するとともに、薬価引き下げ執行停止の申し立てを行った。その後、3月21日、福祉部は、薬価を再度元の水準に戻した。

韓国政府の薬価引き下げ措置に対して、オリジナル製薬会社が提起した行政訴訟は、マイフォーティックの事例以外に、ノバルティスの他の免疫抑制剤「サーティカン」と、韓国BMSの抗凝固剤「エリキユース錠 (Eliquis tablets)」¹⁶がある。

(3) スクリーンゴルフ特許事件

(ゴルフゾーンvs. エスジーエム及びカカオVX)

韓国のスクリーンゴルフサービス会社として最大手であり、日本でも展開している株式会社ゴルフゾーン¹⁹(以下、ゴルフゾーン)は、韓国の競技用品卸売業者である株式会社エスジーエム(以下、エスジーエム)とゴルフソフトウェア開発会社である株式会社カカオVX²⁰(韓国のSNS最大手であるカカオの子会社)に対して、ゴルフシミュレーションに関する特許を侵害したとして、ソウル中央地方裁判所に特許侵害差止及び損害賠償請求訴訟を提起していた²¹。

新聞記事によると、ソウル中央地方裁判所は、特許侵害を認定するとともに、エスジーエムとカ

【関連判決及び特許】

事件番号：2018フ10282登録無効(特)¹⁷

原告(審判被請求人)：ノバルティス (Novartis AG)

被告(審判請求人)：株式会社鍾根堂

差戻前判決：特許法院2017.12.22.宣告2017ホ1175判決

差戻後審決：特許審判院2019.11.8.審決2019ダン159審決

特許：韓国特許第10-0671367号¹⁸

1) 発明の名称：ミコフェノール酸またはミコフェノール酸塩を含む製薬組成物

2) 国際出願日/登録日/登録番号：2002.10.16/2007.1.12/10-0671367

3) 特許権者：ノバルティス (Novartis AG)

カオVXそれぞれに対して、14億2,300万ウォンと24億6,800万ウォンの損害賠償判決を下した²²。

関連特許は、ゴルフシミュレーション装置に関するもので、地形に沿って打撃感と飛距離が異なるように感じさせる技術に関する。

エスジーエムは、2016年6月21日に特許審判院に特許無効審判を請求したが、特許審判院は、2017年2月22日に特許を有効とする審決を出した。エスジーエムは、特許審判院の棄却審決を不服とし、2017年3月24日、特許法院に審決取消訴訟を提起したが、特許法院は、2018年8月21日、特許が有効であると判断し棄却判決を下した。エスジーエムは当該判決に対し上告しておらず、判決は確定した。

(4) ファイザーの禁煙治療薬「チャンピックス」 特許事件

(ファイザーvs. 韓国コルマール株式会社など20社)

関連特許は、ファイザーの禁煙治療薬である商

品名「チャンピックス」(成分名：バレニクリン)に関する特許である。

特許権者は、存続期間延長登録出願をし、韓国特許庁は存続期間を1年8か月6日延長する決定をし、その結果、当該特許の存続期間は2018年11月13日から2020年7月19日に延長された経緯がある。当該存続期間延長登録出願書には、「一般名：バレニクリン・酒石酸塩」との記載があった。

チャンピックス特許訴訟は、韓美薬品²⁴を筆頭とした韓国内の製薬会社20社余りが塩変更ジェネリックでチャンピックス特許を回避しようとしながら始まった。例えば、韓国コルマール株式会社(以下、コルマールという)²⁵は、2018年12月17日に医薬品製造・販売品目許可を受けたが、許可を受けた製品の主成分は「バレニクリン・フマル酸塩」とされている。

コルマールを始めとする韓国内の製薬会社は、塩を変更した複製薬は存続期間が延長されたチャンピックス特許の権利範囲に属しないとし、消極的権利範囲確認審判を請求していた。特許審判院

【特許法院2018.2.1宣告2017ホ2123判決】

事件番号：2017ホ2123登録無効(特)

原告：株式会社エスジーエム

被告：株式会社ゴルフゾーン

原審判決(審決)：特許審判院2017.2.22.審決2016ダン1676審決

特許権：韓国特許第10-1031432号²³

- 1) 発明の名称：飛距離減少率に対する補正を提供する仮想ゴルフシミュレーション装置及び方法
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2010.12.31 /2011.04.19 /10-1031432
- 3) 特許権者：株式会社ゴルフゾーン・ニューディン・ホールディングス(GOLFZON NEWDIN HOLDINGS Co., Ltd.)
- 4) 特許請求範囲

【請求項1】

フェアウェイ領域及びトラブル領域が形成された打撃マットでショットが行われるに応じて、仮想ゴルフシミュレーションが行われるようにする仮想ゴルフシミュレーション装置において、

上記打撃マット上に置かれたボールを検出し、打撃されたゴルフボールの動きをセンシングするセンシング装置と；

上記センシング装置でセンシングされた結果に基づいて、仮想のゴルフコース上でボールの軌跡に関するシミュレーション映像を具現する映像処理装置、及び

上記仮想のゴルフコース上にボールが置かれた位置の地形と上記センシング装置によって検出された打撃マット上にボールが置かれた領域に基づいてシミュレーションされるボールの軌跡に沿った飛距離を調整する制御部；を含む仮想ゴルフシミュレーション装置。

は、権利範囲に属さないとの趣旨で請求成立の審決を下した。

一方、大法院は、アステラス製薬株式会社の過活動膀胱治療剤「ソリフェナシン」成分をめぐる塩変更薬の別の特許紛争（以下、ソリフェナシン塩変更薬事件）において、存続期間が延長された特許発明の効力範囲に関する初の判決を下し、新規化合物の発明に係る延長特許権の効力が塩変更後発医薬品に及ぶかどうか争点となっていた事件で、存続期間が延長された特許権の効力が塩変更医薬品に及ぶと判断した（大法院2019.1.17.宣告2017ダ245798判決、後述の「3.（5）存続期間が延長された特許発明の効力範囲」参照）。

チャンピックス特許訴訟において、特許法院は、ソリフェナシン塩変更薬事件の大法院の考え方に沿って、特許審判院の審決を破棄し、塩変更製品が特許権の権利範囲に属すると判断した。チャンピックス特許訴訟においては、塩変更医薬品であっても、それが新薬としての効果を発揮する場合などについては、ソリフェナシン塩変更薬事件の大法院判決が示した基準のうち、②有効成分の薬理作用によって現れる治療効果や用途の実質的同一性の判断基準が明確でないとの主張があったが²⁶、特許法院は受け入れなかった。

3. 韓国大法院の重要な判決

(1) 特許無効審判に関する特許法院訴訟の弁論終結後、大法院に上告審が係属中において、訂正審判の審決が確定した場合の無効審判に関する上告審の審理：事実審弁論終結後に行われた訂正審判は、特許訴訟における再審の理由にならないと判断した大法院全員合議体判決

（大法院2020.1.22.宣告2016フ2522全員合議体判決）

韓国の特許法によると、特許権者は特許発明に対して訂正審判を請求することができるが、特許取消決定（日本の特許異議申立てに対する決定に対応）が確定したり特許無効審決が確定した後はできない（韓国特許法第136条第7項）。一方、特許無効審判が請求された場合、無効審判が特許庁の審判院において係属中に訂正審判請求はできないが（無効審判の手続き中の訂正請求は可能）、審決を不服とする手続きである特許法院又は大法院において訴訟が係属中には、訂正審判請求は可能であり、現在の日本の訂正審判制度と異なる。そこで、無効審判の審決の取消訴訟が特許法院で係属中において、特許法院の弁論終結後、大法院に上告審が係属中に、訂正審判の審決が確定した場合、大法院の上告審は法律審であるため、関連特許の無効に関する原審判決に再審の理由がある

【特許法院2019.12.20.宣告2018ホ4058判決】

事件番号：2018ホ4058権利範囲確認（特）

原告（被請求人）：ファイザー（Pfizer Products Inc.）

被告（請求人）：韓国コルマール株式会社

原審判決（審決）：特許審判院2018.4.11.審決2016ダン2936審決

特許権：韓国特許第10-0408138号²⁷

【判決文】

…確認対象発明の実施のための被告製品の品目許可申請当時、被告が、臨床試験データとして既に許可を受けた本件許可対象医薬品と被告製品の薬物動態的特性と安全性/耐薬性の比較評価を目的とした臨床試験を実施して、両薬の有効成分であるバレニクリンの血中濃度が対等なレベルであることを示すことによって、生物学的同等性を証明しただけで、それ以外、被告製品自体の治療効果と副作用を確認することができる臨床試験を全く行っていないまま品目許可を受けた事情と、それによって、被告製品の許可事項の具体的内容である用法・容量及び使用上の注意事項は、すべて原告が実施した臨床試験資料及び毒性と薬理作用に関する臨床試験資料に基づいて作成された点を考慮すると、確認対象発明と、本件許可対象医薬品は、有効成分であるバレニクリンの薬理作用による治療効果の面において、有意な差はなく、実質的に同一であると見るべきである。…

との理由で、原審判決を破棄し差し戻す判断をするのが、当該全員合議体判決前の韓国大法院の判決だった。

当該全員合議体判決の事案においても、原告は、特許権者である被告を相手に、本件特許発明の進歩性が否定されると主張して無効審判を請求し、特許審判院の棄却審決に対して審決取消訴訟を提起していた。特許法院が、本件特許発明の進歩性を否定し、審決を取り消すと、特許権者である被告は大法院に上告した後、特許審判院に本件特許の請求範囲を限定する内容の訂正審判を請求して訂正審決を受け、当該訂正審決は確定された。被告は、当該全員合議体判決前の韓国大法院の判決に沿って、原審判決に再審理由があるという事情を、大法院に上告理由として主張していた。このように、韓国において、特許法院が無効判決を下すと、敗訴した特許権者は特許法院の判決に対して大法院に上告をしておきながら、特許審判院に訂正審判を請求して、訂正が認められると、再審理由を主張し、結局は当初の特許法院の無効判決を破棄させる、というやり方が行われており、手続きが繰り返されることで、いわゆる「キャッチボール現象」が指摘されていた²⁸。

当該全員合議体判決において、大法院は、従来の大法院の判決を変更し、原審判決に再審の理由がないと判断した。

【判決の要旨】

「特許無効審判の審決取消訴訟の事実審弁論終結後に特許発明の明細書等について訂正をするという審決が確定しても、訂正前の明細書等に基づいて判断した原審判決に民事訴訟法第451条第1項第8号に規定の再審の理由があるとは見ることができない。…これらの法理は、特許権の権利範囲確認審判の審決取消訴訟と特許権侵害を原因とする民事訴訟でもそのまま適用されるべきである。特許権侵害を原因とする民事訴訟の終局判決が確定したり、又はその確定前に特許権者が訂正の再抗弁を提出していないにも関わらず事実審弁論終結後に訂正審決の確定を理由に事実審裁判所の判断を争うことは許容できない。」²⁹

(2) 実施権者も無効審判を請求する利害関係があると判断した大法院全員合議体判決

(大法院2019.2.21.宣告2017フ2819全員合議体判決)

韓国の特許法によると、特許に対する無効審判の請求人は、利害関係人であることを要件としている(韓国特許法第133条第1項)。当該判決においては、特許権の実施権者が、無効審判を請求できる利害関係人に該当するかどうか争点となった。

韓国の大法院の従来判例においては、(i) 実施権を許諾されただけでは、利害関係が消滅したと見ることができないとした判決(積極説)と、(ii) 実施権を許諾された者は、その期間内には、権利の対抗を受ける恐れがなく、業務上の損害を受けたり、受ける恐れがないため、利害関係人に該当しないとされた判決(消極説)に分かれていた。

当該全員合議体判決において、大法院は、従来消極説に立った判決を変更し、特許権の実施権者は、当該特許に対して無効審判を請求することができる地位があるとする解釈を明確にした。

【判決の要旨】

「…旧特許法第133条第1項にいう利害関係人とは、当該特許発明の権利存続により、法律上の一定の不利益を受けたり、受ける恐れがあり、その消滅について直接的且つ現実的な利害関係を有する者を言い、これには、特許発明と同じ種類の物品を製造、販売したり、製造、販売する予定の者も含まれる。…特別な事情がない限り、特許権の実施権者が、たとえ特許権者から権利の対抗を受けたり、受ける恐れがないからと言って、無効審判を請求できる利害関係が消滅したと見ることができない。…その理由は、… (i) 特許権の実施権者は実施料の支払いや実施範囲などの制約から逃れることができる。… (ii) 特許に無効理由が存在しても、それに対する無効審決が確定するまでは、その特許権は有効に存続し、むやみにその存在を否定することはできず、無効審判を請求しても無効審決が確定するまでには相当の時間と費用がかかる。これらの理由から、特許権の実施権を設定せずに実施しようとする者でも、まず、特許権者から

実施権の設定を受け、特許発明を実施し、無効かどうかの争いを後日に持ち越して置くことがあるため、実施権を設定したという理由で、特許が無効かどうかを争わないという意味を示したと断定することもできない。」³⁰

- (3) 特許発明の実施契約の締結後、特許が無効確定した場合、無効確定前に未払いだった特許実施料の支払いを求めることができる

(大法院2019.4.25.宣告2018ダ287362判決)

韓国特許法によると、特許が無効確定すると、特許権は初めからなかったこととみなされる(韓国特許法第133条第3項)。一方、特許発明の実施契約が締結された後に、契約の対象となった特許が無効確定された場合、実施契約に基づいてすでに支払った実施料を実施権者に返さなければならぬかどうかについて、韓国の大法院は2014年の判決で、特許権者は原則として、既に受けた実施料を返す義務がないと判断していた(大法院2014.11.13.宣告2012ダ42666、42673判決)。

韓国大法院は、上記の既存の判決からさらに進んで、特許権者は、原則的に、特許無効確定前にまだ支払われなかった特許実施料の支払いを求めることができるかと判断した。

【判決の要旨】

「…特許発明の実施契約を締結した場合、特許権者は、実施権者の特許発明の実施について特許権侵害による損害賠償やその差止などを請求することができず、特許が無効と確定される前には、特許権の独占的及び排他的効力に基づき、第三者の特許発明の実施が禁止される。このような点に照らして、特許発明の実施契約の目的となった特許発明の実施が不可能な場合を除き、特許無効の遡及効にもかかわらず、その

ような特許を対象にして締結された特許発明の実施契約がその契約の締結当時から原始的に履行不能状態であったと見ることはできず、但し、特許無効が確定されると、その時から、特許発明の実施の契約は履行不能状態に陥ると見なければならぬ。…したがって、特許発明の実施契約締結後に特許が無効と確定されても、特許発明の実施契約が原始的に履行不能状態であるか、他に、特許発明の実施契約自体に別の無効事由がない限り、特許権者は、原則として、特許発明の実施契約が有効に存在している期間中に実施料の支払いを請求することができる。」³¹

- (4) 特許権の属地主義原則の例外として特許侵害を認定した判決

(大法院2019.10.17.宣告2019ダ222782、2019ダ222799(併合)判決)

当該判決の対象特許は、外科的手術に使用される医療用の糸を体内に挿入して固定する手術を施行するために使用される装置に関する。

原告は、被告4名(以下、合わせて被告らという)に対して、ソウル中央地方裁判所に、特許侵害行為差止及び損害賠償請求を求める訴訟を提起した。ソウル中央地方裁判所は、2018年1月18日、非侵害の判決を下し、原告は控訴したが、控訴審である特許法院も、2019年2月19日、非侵害と判断し、原審を維持する判決を下した。

対象特許の請求項1は、「医療用糸が挿入される経路を形成する中空の可撓性導管を備える管部材と、管部材の管の内部に挿入され管部材よりも大きい剛性を有する支持ロッドを含む支持部材とを具備する挿入経路形成手段(以下、構成要素1)」と「挿入経路形成手段で支持部材が除去された後、管部材の締結部に接続され管部材を通して

【大法院2019.4.25.宣告2018ダ287362判決】

事件番号：2018ダ287362損害賠償(知)
 原告(被被告人)：株式会社ピーアイピー³²
 原告承継参加人(被被告人)：株式会社トクスメタル
 被告(被告人)：株式会社テフンアンドピーアイピー
 原審判決：ソウル高等裁判所2018.10.11.宣告2015ナ2047271判決

医療用糸を供給する医療用糸供給手段を備えることを特徴とする医療用糸挿入装置(以下、構成要素2)」で構成されている。なお、対象特許の請求項6は、さらに、「医療用糸の端部には、前記医療用糸が生体の組織内に固定されるようにするための医療用糸支持体が形成されていること(以下、構成要素3)」を規定している。

特許法院は、対象特許の請求項1における構成要素1と構成要素2は、それぞれ被告が実施している製品のカテーテルとハブに該当することは認定したものの、請求項6の構成要素3に関しては、「被告実施製品の縫合糸(以下「本件縫合糸」という。)と縫合糸支持体(以下、「本件縫合糸支持体」という。)は、…それぞれシンガポールに輸出されたという事実が認定できるところ、本件縫合糸と縫合糸支持体は、さらに加工されたり組み立てられずそれ自体だけで直ちに使用することはできず、追加の加工や組立を経なければ、カテーテル及びハブと一体で処置できないものに該当すると見るのが妥当である。」と判断し、非侵害の判決を下した。

特許法院の判決の上告審において、大法院は、特許法院の判決を破棄し、侵害を認定する判決を下した。大法院は、被告らが本件特許の構成要素に対応する部品を韓国で生産したことを認定し、更に、それぞれの部品を日本に販売し、日本で使用されるようにすることを目的としていたことを認定し、特許侵害との判断をした。

【判決の要旨】

「特許権の属地主義原則上、物の発明に関する特許権者が、物に対して有する独占的な生産・使用・譲渡・貸与又は輸入などの特許実施に関する権利は、特許権が登録された国家の領域内でのみ、その効力が及ぶのが原則である。しかし、国内で特許発明の実施のための部品または構成のすべてが生産されたり、ほとんどの生産段階を終え主要構成をすべて備えた半製品が生産され、これが1つの主体に輸出され、最後の段階での加工・組立が行われることが予定されており、そのような加工・組立が極めて些細であったり、または簡単で、上記のような部品全体の生産または半製品の生産だけでも、特

許発明の各構成要素が有機的に結合した一体として有する作用効果を実現できる状態に達したならば、例外的に国内で特許発明の実施製品が生産されたもののように見るのが、特許権の実質的保護に符合する。…被告1等は、本件カテーテルとハブ、縫合糸、縫合糸支持体の個々の製品を生産することにより、本件請求項6に係る発明の実施のための構成すべてを生産した。上記個々の製品は、当初から、日本の〇〇〇〇病院に販売して、同じ皮膚リフティング手術の過程で使用されるようにすることが目的で生産されたものである。

本件特許発明の明細書の記載によると、実施例の一つとして、医療用糸の端部に結び目を形成して支持体の設置場所を指定することを提案しているとはいえ、他にこれを固定したり結合する方法を提示していない。むしろ明細書では、支持体を「配置」という表現を多く使用しているが、このような本件請求項6に係る発明の請求の範囲と明細書の記載を総合すると、医療用の糸支持体を医療用の糸の端部に結合・固定する方法は、通常の技術者が適切に選ぶことができる程度に過ぎない。

上記施術前または施術過程でこのように医療用糸の端部に医療用糸支持体を配置して固定させることは、通常の技術者に自明で、通常の技術者であれば、何の困難もなく、上記個別の製品を各機能に合わせて組み立て・組み合わせ使用することができる。

それでも原審は、本件縫合糸の端部に縫合糸支持体を形成するには、追加の加工・組立などを経なければならぬという理由だけで、本件請求項6に係る発明の侵害を否定した。原審の判断は、特許権侵害に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼした誤りがある。この点を指摘する上告理由の主張は正当である。」³³

(5) 存続期間が延長された特許発明の効力範囲 (大法院2019.1.17.宣告2017ダ245798判決)

韓国においても日本と同様、特許権の存続期間延長制度が運用されている。本判決は、特許存続期間が延長された特許発明の効力範囲についての

【大法院2019.10.17.宣告2019ダ222782、2019ダ222799(併合)判決】

事件番号：2019ダ222782特許権侵害差止等

2019ダ222799(併合)特許権侵害差止等

原告(上告人兼被上告人)：株式会社ワイジェイコブスメディカル³⁴

被告(被上告人兼上告人)：個人1名、外3名

原審判決：特許法院2019.2.19.宣告2018ナ1220、1237(併合)判決

特許：韓国特許第10-1326763号

- 1) 発明の名称：医療用糸挿入装置及びこれを備えた医療用糸挿入手術キット
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2012.9.24./2013.11.1./10-1326763
- 3) 特許権者：原告
- 4) 特許請求範囲(2015.8.21.特許審判院2015チョン68号事件の訂正審決確定により訂正されたもので、下線の部分が訂正された部分である)

【請求項1】

医療用糸が挿入される経路を形成する中空の可撓性導管を備える管部材と、管部材の管の内部に挿入され管部材よりも大きい剛性を有する支持ロッドを含む支持部材とを具備する挿入経路形成手段と、

挿入経路形成手段から支持部材が除去された後、上記管部材の縮結部に接続され管部材を通して医療用糸を供給する医療用糸供給手段、

を備えることを特徴とする医療用糸挿入装置。

【請求項5】

前記管部材は、上記医療用糸供給手段を収容して接続されるテーパされた中空の装着溝を備える縮結部を含み、

前記医療用糸供給手段は、挿入される医療用糸を中空の医療用糸供給管の内側に備える医療用糸保持部を備え、

前記医療用糸保持部は、管部材の装着溝に縮結される相補的な形状になったコネクタを備える、

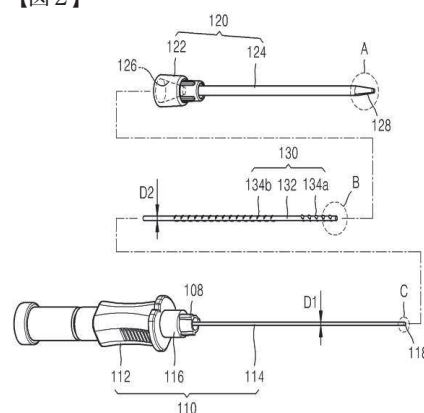
ことを特徴とする請求項1に記載の医療用糸挿入装置。

【請求項6】

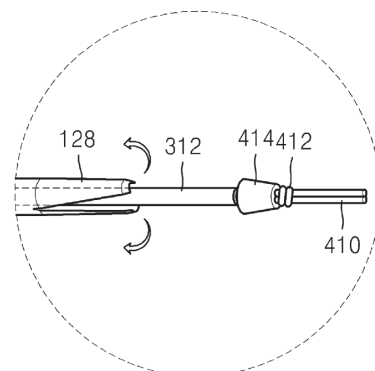
上記医療用糸の端部には、前記医療用糸が生体の組織内に固定されるようにするための医療用糸支持体が形成されていること

を特徴とする医療用の糸挿入装置。

【図2】



【図9】



大法院の初の判決である。

存続期間が延長された特許権の効力については、韓国旧特許法第95条³⁵は、「その延長登録の理由となった許可の対象物(その許可において、物に対して特定の用途が定められている場合には、その

用途に使用されるもの)に関する、その特許発明の実施行為」にのみ及ぶことを規定している。一方、韓国における、医薬品を製造・販売するための、品目許可に関する規定として、韓国旧薬事法第26条は、「…医薬外品の製造を業として行おう

とする者は、食品医薬品安全処長に申告をしなければならず、品目別に、品目許可を受けるか、品目申告をしなければならない。…」と規定し、さらに、当該事案の品目許可を受けた当時には、単に塩を変更した医薬品に対しては臨床試験が免除されることがあった³⁶⁾。

「過活動膀胱の症状などの治療効果を有する特定の基本骨格を有する化合物」に関する物質特許(韓国特許第386487号)の特許権者であるアステラス製薬株式会社から通常実施権の設定を受けていた韓国アステラス製薬株式会社は、医薬品(ベシケア錠、塩は「コハク酸塩」を適用した)に対して、韓国食品医薬品安全処³⁷⁾(以下、「食薬処」)から、医薬品輸入品目許可を受けていた。特許権者は、本件特許発明の存続期間を延長することを要請する内容の存続期間の延長登録出願をし、延長登録がなされたが、当該出願書には、「一般名(品目名):コハク酸ソリフェナシン、製品名(商品名):ベシケア錠、効能及び効果(用途):過活動膀胱の症状の治療」などが記載されていた。

韓国企業である株式会社コアフーム・バイオ(以下、コアフーム)は、本件特許権の延長された存続期間中、治療活性を示す有効成分は「ソリフェナシン」とし、塩を「コハク酸塩」から「フマル酸塩」に変えた医薬品に対して、食薬処から品目許可を受けた。一方、コアフームは、安全性・有効性審査資料の提出の対象だったが、当時の韓国食薬庁の規定³⁸⁾に基づき、製造・販売品目許可申請時に、「ベシケア錠」の毒性、薬理作用、臨床試験成績に関する資料など多数の安全性・有効性の資料を援用することで、毒性に関する資料、薬理作用に関する資料の提出の免除を受けた。

当該判決においては、存続期間が延長された特

許権の効力に関し、新規化合物の発明に係る延長特許権の効力が塩変更後発医薬品に及ぶかどうか争点となっていたが、韓国大法院は、存続期間が延長された特許権の効力が塩変更医薬品に及ぶと判断した。

【判決の要旨】

「…法令の規定と制度の趣旨等に照らし存続期間が延長された特許権の効力範囲は、特許発明を実施するために品目許可を受けた医薬品の『特定の疾患に対する治療効果を示すことが期待される特定の有効成分、治療効果及び用途』が同じかどうかを中心に判断しなければならない。特許権者が品目許可を受けた医薬品と後発医薬品が薬学的に許容可能な塩などにおいて違いがあったとしても、①通常の技術者であれば、容易にこれを選択することができる程度に過ぎず、②人体に吸収される有効成分の薬理作用によって現れる治療効果や用途が実質的に同一であれば、延長特許権の効力が後発医薬品に及ぶものと見なければならない。」³⁹⁾

(6) 医薬用途発明の進歩性: 医薬用途発明においては、通常の技術者が先行発明から特定の物質の特定の疾患の治療効果を容易に予測できる程度に過ぎないなら、その進歩性が否定され、このような場合、先行発明において臨床試験などによる治療効果が確認されるまでもが要求されるわけではない

(大法院2019.2.7.宣告2016フ502判決)

当該判決の特許発明は、医薬組成物、特に抗がん剤に関するものであり、白血病の治療用途が知られている従来薬物であるイマチニブ(Imatinib)が、がんの一種である「胃腸管間質腫瘍(GastroIntestinal Stromal Tumor: GIST)にも効果があることを確認し、上記薬物の用途を既存の慢性骨髄性白血病(CML: Chronic Myelogenous leukemia)ではなくGISTの治療用途に限定した、いわゆる医薬用途発明である。ちなみに、既存のCMLの治療用薬品の商品名は「グリベック」として知られている。当該判決においては、特許発明がその出願日以前に学術論文に掲載された先行発明によって新規性、進歩性が否定される

【大法院2019.1.17.宣告2017ダ245798判決】

事件番号: 2017ダ245798特許権登録無効
 原告(被上告人): アステラス製薬株式会社、外1名
 被告(上告人): 株式会社コアフーム・バイオ⁴⁰⁾
 被告補助参加人: 韓美薬品株式会社⁴¹⁾
 原審判決: 特許法院2017.6.30宣告2016ナ1929判決
 特許権: 韓国特許第386487号⁴²⁾

かどうか争点となった。

当該判決で引用されている先行発明1としては、「GISTに対して選択的チロシンキナーゼ阻害剤であるSTI571の試験がダナ・ファーマー癌研究所において、他の世界的な研究センターとの協力の下で開始されたばかりであり、初期の結果は面白いようだ(very early results look exciting)」という内容の研究結果が示されているものがあって、大法院は、進歩性の判断の際に少なくとも当該記載に基づいている⁴³。ちなみに、ダナ・ファーマー癌研究所は当該特許発明の共同特許権者である。

当該判決の原審において、特許法院は、これらの先行発明1の記載が、先行発明1に「胃腸管間質腫瘍治療用」の医薬用途が具体的に開示されたものと見ることができないと判断し、特許発明の新規性を認定しつつ、さらには、「『初期の結果は面白いようだ』との記載だけでは、その有効性を知ることができず、タンパク質の突然変異の際による薬物の反応性はさらに予測が難しく、実験的に確認せずにその結果を知ることが難しい点を鑑みれば、先行発明1に…記載から本件特許発明の成功を合理的に期待することができない」と判断し、進歩性を認定していた。

しかし、大法院は、当該判決において、上記特許法院の判断を覆し、特許発明の進歩性を否定した(新規性に関しては判断を示していない)。

【判決の要旨】

「…複数の先行技術文献を引用して、特許発明の進歩性を判断する際に、その引用されている技術を組み合わせ、又は結合することにより、当該特許発明に至ることができるという示唆、動機などが先行技術文献に提示されているか、そうでなくても、当該特許発明の出願当時

の技術水準、技術常識、当該技術分野の基本的な課題、発展傾向、当該業界のニーズ等に照らして、当該技術分野における通常の知識を有する者(以下「通常の技術者」という)は、容易にそのような結合に達することができるかと認定できる場合には、当該特許発明の進歩性は否定される(大法院2007.9.6.宣告2005フ3284判決などを参照)。

そして医薬用途発明においては、通常の技術者が先行発明から特定物質の特定疾患の治療効果を容易に予測できる程度に過ぎないなら、その進歩性は否定され、このような場合、先行発明において、臨床試験などによる治療効果が確認されることまで要求されると見ることができない。」⁴⁴

(7) 特許発明の保護範囲の確定と請求範囲に記載されている事項を解釈する方法：特許発明の構成は「拡散カバーとベースの間の隙間」であるのに対して、被告製品の対応構成は、結合過程で公差等により発生する間隔であるとの理由で、被告製品が本件特許発明の保護範囲に属しないと判断したのは誤りである。

(大法院2020.1.32.宣告2017ダ227516判決)

当該事案においては、特許発明の請求範囲の文言に「外部の空気が拡散カバーとベースの間の隙間を通して拡散カバーの内部に流入されてLEDモジュールと熱交換することにより、LEDモジュールが冷却される(構成要素7)」との記載に対して、被告製品は、「拡散カバーとベースの間の隙間」に該当する構成が、製品の製造の過程において公差等により発生する間隔である場合であり、特許発明の当該構成と同様の作用効果を有するように意

【大法院2019.2.7.宣告2016フ502判決】

事件番号：2016フ502登録無効(特許)

原告(被上告人)：ノバルティス アクチエンゲゼルシャフト ((Novartis AG)

被告(上告人)：ポリオン製薬株式会社など多数⁴⁵)

原審判決：特許法院2016.1.21宣告2014ホ4913判決

特許権：韓国特許第885129号⁴⁶

図的に形成されていないことを理由に、被告製品が、特許発明の保護範囲に属しないと判断できるかどうか争点となった。

当該大法院判決の原審において、特許法院は、被告製品においても、拡散カバーのフックがベースの貫通孔に挿入されて結合される際、拡散カバーとベースが離隔され、その部分に微細な隙間が存在する点を認定したうえで、特許発明の構成と被告製品の対応構成が同一であると言えるためには、本件特許の効果が表されるよう意図的に形

成することにより、本件特許発明と同様の効果を表す程度の間隙を意味すると見るのが相当であって、単に公差等により、一定の間隙や間隔が存在すればよいと解釈することはできないと判断していた。

しかし、大法院は、特許法院の判断は誤りであると判断した。

【判決の要旨】

「被告製品は、…本件発明の構成要素7に対応して、拡散カバーのフックがベースの貫通孔

【大法院2020.1.32.宣告2017ダ227516判決】

事件番号：2017ダ227516特許権侵害差止等

原告（上告人）：株式会社ディエスイー（DSE CO., LTD.）⁴⁸

被告（被上告人）：株式会社ビーエスイーグローバル

原審判決：特許法院2017.4.21.宣告2016ナ1752判決

特許：韓国特許第10-1280982号

- 1) 発明の名称：空気循環冷却型LED PLランプ器具
- 2) 出願日/登録日/登録番号：2012.6.4/ 2013.6.26/ 10-1280982
- 3) 特許権者：原告
- 4) 特許請求範囲

【請求項1】

LED PLランプ器具10において、平面トラック形状であり、端が一定の高さのフランジで構成され、内部空間部が形成され、中央に凹溝で構成されているインバータ安置部22が構成され、インバータ安置部22の前後にインバータ安置部22と一体型に延長されるベース23が構成され、側面上部の端に切り取りされて、内部空間部と連通されている多数の空気排出口21が構成された本体20と、

前記ベース23の下側に結合され、LED52が実装されたLEDモジュール50と、

上記インバータ安置部22に安置され、LED52に接続され、LED52に電源を供給するインバータ60と、

前記LED52から放出される光を外部に拡散し、本体20に結合され、LEDモジュール50を内部に収容する拡散カバー30と、

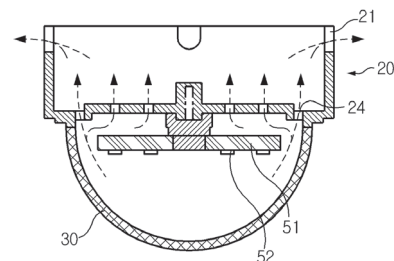
上記インバータ60を内部に収容し、本体20に結合される安置カバー40と、

拡散カバー30の内部の空気が本体20の内部空間部に流入され、本体20の空気排出口21を介して排出され、

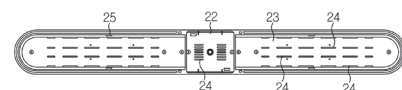
外部空気が拡散カバー30とベース23との間の隙間を通して拡散カバーの内部に流入され、LEDモジュールと熱交換することにより、LEDモジュール50が冷却されること

を特徴とする空気循環冷却型LED PLランプ器具。

【図9】



【図2】



に挿入され結合される際に、拡散カバーとベースが離隔され、その部分に微細な隙間が存在する。被告製品は、上記のような構成要素間の有機的結合関係によって、外部の空気が拡散カバーとベースの間の隙間を通して拡散カバーの内部に入り、拡散カバー内の内部の空気がLED基板とベースの間の隙間を通して本体の内部空間部に入って、本体の排気口を通して排出され、これにより、LEDモジュールを冷却するようになる。したがって、被告製品は、『拡散カバーの内部の空気が本体の内部空間部に流入され、本体の空気排出口を通して排出される一方で、外部の空気が拡散カバーとベースの間の隙間を通して拡散カバーの内部に流入されLEDモジュールと熱交換することにより、LEDモジュールが冷却』される本件請求項1発明の構成要素6、7を含んでいる。

上記のような事情を、先にみた法理に照らして見る。被告製品は、本件発明の請求範囲に記載された各構成要素とその構成要素間の有機的結合関係をそのまま含んでいるので、本件発明の保護範囲に属すると見なければならない。

それでも原審は、本件発明の構成要素6、7の被告製品の対応構成要素は、結合過程で公差等により発生する間隔であり、構成要素6、7と同様の作用効果を有するように意図的に形成されていなかった等の理由を挙げて、被告製品が構成要素6、7と同様の構成要素を有しておらず、本件の請求項1発明の保護範囲に属しないと判断した。これらの原審の判断には、請求の範囲の解釈、特許権侵害に関する法理を誤解するなどの誤りがある。」⁴⁷

- 2019年6月19日発行、知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2019年5月>参照)
- 6 SKIが公開したとみられる当該2014年度の契約書の写しはインターネット上で入手可能である。2019年11月1日付共同通信PRWire (<https://kyodonewsprwire.jp/release/201911013006>) など
 - 7 2019年10月22日付聯合新聞
 - 8 2020年2月25日付毎日経済など
 - 9 ファミリー日本特許：特許第5883762号、第5460962号
 - 10 2020年3月10日付、韓国特許情報院(KIPRIS)提供、韓国特許第10-0775310号の登録情報による。
 - 11 2020年3月10日付、USPTOのポータルサイトPublic-Pair上の、米国特許7,662,517の登録情報による。
 - 12 米ITCのウェブページの公開資料による。 https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2019/er052911106.htm
 - 13 米ITCのウェブページの公開資料による。 https://www.usitc.gov/secretary/fed_reg_notices/337/337_1179_notice_10042019sgl.pdf
 - 14 <http://www.ckdpharm.com/>
 - 15 2019年11月3日付ニューシス(特許ニュース、2019年12月27日発行、知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2019年11月>参照)
 - 16 2019年7月3日付ディリーファーム(特許ニュース、2019年8月27日発行、知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2019年7月>参照)
 - 17 判決文はまだ公開されていない。韓国大法院の「事件検索」の情報による。
 - 18 ファミリー日本特許出願：特願第2003-535782号、特願第2009-012781号(いずれも拒絶確定)
 - 19 <https://www.golfzon.jp/gz/main>
 - 20 <http://www.kakaovx.com/#mainVisual>
 - 21 2019年10月10日付ファイナンシャルニュース(特許ニュース、2019年11月29日発行、知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2019年10月>参照)
 - 22 2019年10月1日付ヘラルド経済
 - 23 ファミリー日本特許：特許第5794714号
 - 24 <http://www.hanmipharm.com/ehanmi/handler/Home-Start>
 - 25 <https://www.kolmar.co.kr/eng/>
 - 26 Jang,Jehwan、「ソリフェナシン大法院判決以降の国

1 <https://www.lgchem.com/main/index>

2 <http://eng.skinnovation.com/#global-wrap>

3 2020年1月16日付ソウル経済新聞(特許ニュース、2020年2月27日発行、知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2020年1月>参照)

4 2020年2月27日付エコノミー朝鮮など複数の媒体に基づく。

5 2019年5月30日付マネートゥデイ(特許ニュース、

- 内製薬社対応案」パネルディスカッション(2019.4.10)、
製薬特許研究会主催
- ²⁷ ファミリー日本特許：特許第3550359号
- ²⁸ 2020年1月22日付法律新聞
- ²⁹ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1579676827700_160707.pdf)
- ³⁰ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1550735404837_165004.pdf)
- ³¹ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1556269373977_180253.pdf)
- ³² <http://yjacobsmmedical.com/>
- ³³ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1571622846339_105406.pdf)
- ³⁴ <http://yjacobsmmedical.com/>
- ³⁵ 韓国旧特許法第95条(存続期間が延長された場合の特許権の効力)(2007年4月11日法律第8357号として改正される以前の法律)「特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可等の対象物(その許可等において物が特定の用途が定められている場合においては、その用途に使用されるもの)に関する、その特許発明の実施以外の行為には、及ばない。」
- ³⁶ 2016年6月30日施行、韓国食品医薬品安全処告示第2016-58号、2016年6月30日、一部改正。現況の規定とほぼ同じ。
- ³⁷ 韓国食品医薬品安全処の英文ホームページ：<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>
- ³⁸ 韓国食品医薬品安全処の「医薬品の品目許可申告審査規定」
- ³⁹ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1548034935584_104215.pdf)
- ⁴⁰ 株式会社コアファーム・バイオのホームページ：
<http://www.corepharm.com/>
- ⁴¹ <http://www.hanmipharm.com/ehanmi/handler/Home-Start>
- ⁴² ファミリー日本特許：特許第3014457号
- ⁴³ 大法院2019.2.7.宣告2016フ502判決及び原審である特許法院2016.1.21宣告2014ホ4913判決の内容に基づく。
- ⁴⁴ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1549525782176_164942.pdf)
- ⁴⁵ ボリョン製薬株式会社のホームページ：<http://www.boryung.co.kr/index.do>
- ⁴⁶ ファミリー日本特許：特許第4386635号
- ⁴⁷ 判決文全文：韓国大法院サイト (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1580705900600_135820.pdf)
- ⁴⁸ <http://www.hippolight.com/en/>

現代産業選書 知的財産実務シリーズ

物体系と物質系の特許発明と技術

—発明の解明とし方のための外観・性質からの分類—

弁護士・弁理士・工学修士 影山 光太郎(著)

法的規範が形成され、根拠付けられる技術的事項を探究 技術と法律のかけ橋となる一冊!



A5判 360頁
本体価格 3,500円 + 税
ISBN978-4-8065-3050-3

本書では、物体系、物質系の分類、また、これを構成するエッセンスである「物体の組み合わせ、形状、構造、物質の物理的性質、化学的性質、物性の変化」の6つの要因を基礎として、技術・発明・特許を分析しております。物質系の本質を示す物(性)の変化現象についても、その利用の視点から概要を考察します。そして、発明の特定、権利化、共同発明者の認定・寄与割合、構成要件分説説(進歩性、クレーム解釈)、PBPクレーム、利用関係などの特許法上の問題の解明を行っております。

本書では、一貫して、法的規範が形成され、根拠付けられる技術的事項を探究しました。逆に、そのことにより、法的規範の解釈・事案へのあてはめに有効と考えました。いわば、技術と法律のかけ橋となるように努めた内容となっております。

主要目次

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 第1編 物体系物質系を考える基礎 | 第4編 物体系物質系の特許法上の問題解 |
| 第2編 物体系物質系に関する技術的解明、
抽象化規範化、合理性 | 明の効用 |
| 第3編 物体系物質系及び原理利用の適用—
事案の検討第 | 第5編 国際的な状況他 |

●発行：一般財団法人 経済産業調査会

東京本部 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 TEL03(3535)4882 FAX03(3535)4884
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 TEL06(6941)8971 FAX06(6941)8992

@chosakai_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会 刊行物

検索



特許庁ホームページに 「お助けサイト」を新設しました



特徴

- 1 初めて出願手続きされた方などを対象に、特許・意匠・商標を出願した後に送付される「拒絶理由通知書」「特許査定」「登録査定」への対応をわかりやすく説明
- 2 様式見本、拒絶理由の解説、提出日や料金の簡易計算ツールなども掲載
- 3 2020年4月から各種通知に添付される「注意書」に本サイトへのQRコード※を付け、アクセスを容易にする予定

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です



スマホにも対応しています！

- ・スマホでの読みやすさにも配慮
- ・移動中の電車内や、ちょっとした空き時間にもサッと確認可能
- ・タップするだけで簡単に知財総合支援窓口へ電話相談

お助けサイトはこちらから！

特許庁 お助けサイト



特許庁 総務部 総務課 広報室
電話：03-3581-1101 内線：2108

※本コンテンツは、特許庁デザイン経営プロジェクトのUIチームの検討をふまえて、作成したものです。